

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、市有林の立木の売却について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和8年10月13日

志布志市長 下 平 晴 行

1 入札に付する物件

(1) 売却する立木の所在地

志布志市松山町新橋1661番地1（0.41haのうちスギ・ヒノキ0.35ha）

(2) 売却する立木の明細

樹種	材積	搬出期限	伐採種	最低売却価格 (税込み)
スギ ヒノキ	46.5m ³	令和9年11月30日	皆伐	120,000円

※材積については、林内の一部を調査して全体の数量を算出する「標準地調査法」で実施しています。

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、志布志警察署に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってする

かを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(3) 志布志市税等を滞納していない者であること。

(4) 素材生産業、木材製造業（木材チップ製造業を含む。以下同じ。）又は木材卸売業を営んでいる者であること。

なお、当該業を営む者の確認は、次のアからカまでのいずれかによることとする。

ア 過去2年以内の素材生産業、木材製造業又は木材卸売業における売買契約書又は請書の写し及びその契約に係る履行完了届の写し

イ 素材生産業、木材製造業又は木材卸売業を営む者で構成される団体又は法人の場合は、直近年度の決算書の写し

ウ 都道府県の木材業者及び製材業者登録条例に基づく登録を受けている場合は、その登録証の写し

エ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づく林業事業体改善計画の認定を受けた事業体（以下「認定事業体」という。）の場合は、都道府県知事による認定通知書の写し。ただし、営業内容において素材生産業、製材業又は木材流通業のいずれかを含む認定事業体に限る。

オ 鹿児島県林材協会連合会所属員証の写し

カ その他アからオまでに掲げる書類に準ずる書類の写し

(5) 造林を実施した実績のある者であること。

なお、造林を実施した実績のある者の確認は、次のア又はイのいずれかによることとする。

ア 過去5年以内の造林事業等における契約書又は請書の写し及びその契約に係る履行完了届の写し

イ その他アに掲げる書類に準ずる書類の写し

3 入札参加申込み

入札に参加しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

ただし、志布志市において物品の購入等に係る入札及び見積り参加資格審

査業者名簿に登録されている法人は後述イ及びウに掲げる書類の提出は不要とする。

なお、各証明書の発行期日は3か月以内とする。ただし、後述エ及びオについてはこの限りではない。

(1) 個人の参加の場合

ア 公有財産売払一般競争入札参加申込兼誓約書

イ 身分証明書（役所発行の物）又は運転免許証等顔写真付の身分を証明できるものの写し

ウ 納税証明書（市町村民税）※居住地が志布志市外の場合は、所在地役所が発行する証明書

エ 「2 入札に参加する者に必要な資格等」の(5)の各号いずれかの書類

オ 「2 入札に参加する者に必要な資格等」の(6)の各号いずれかの書類

(2) 法人の参加の場合

ア 公有財産売払一般競争入札参加申込兼誓約書

イ 登記事項証明書

ウ 納税証明書（市町村民税）※事業所が志布志市外の場合は、所在地役所が発行する証明書

エ 「2 入札に参加する者に必要な資格等」の(5)の各号いずれかの書類

オ 「2 入札に参加する者に必要な資格等」の(6)の各号いずれかの書類

4 入札参加資格の審査及び提出期限

記述「3 入札参加申込み」中に掲げる書類を次に定める期限までに提出して審査を受けること。

(1) 提出期限 令和8年10月26日（月）午後5時15分まで

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く

(2) 提出先 志布志市役所 有明庁舎 耕地林務課 林務グループ

志布志市有明町野井倉1756番地

5 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年10月27日（火）午後2時から

(2) 場所 志布志市役所 有明庁舎 本館3階会議室⑤

志布志市有明町野井倉1756番地

6 入札の方法等

(1) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に代理委任状を提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、

入札に参加する者は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 仕様書

(1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、仕様書による。

(2) 仕様書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 令和8年10月13日（火）から同年10月26日（月）までのそれぞれの日（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

イ 交付場所 志布志市役所 有明庁舎 耕地林務課 林務グループ
志布志市有明町野井倉1756番地
※志布志市ホームページ＞産業・ビジネス＞農林水産業＞林業に掲載する。

8 契約条項を示す期間及び場所

7の(1)及び(2)に同じ。

9 入札保証金

入札に参加しようとする者は、仕様書に定める方法により、入札当日の入札執行前に、入札しようとする金額の100分の10以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(1) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(2) 入札に参加しようとする者が過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

10 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額の過少の場合の入札
- (8) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

11 落札者の決定

有効な入札書を提出した者で、予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

12 用途の制限等

売買物件について、暴力団の活動等の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。

13 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、7の(2)の部署に記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

14 契約保証金

契約の相手方は、契約担当者が指定した日時までに、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

- (1) 契約の相手方が契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に市を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (2) 契約の相手方が過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

15 その他

- (1) 入札に参加する者は、入札当日の午後1時30分から午後1時45分までに5の(2)の場所に入室すること。
- (2) 入札時に持参する物

- ・入札書及び封筒
- ・入札書類に使用する印鑑
- ・入札代理人は代理権を証する委任状
- ・入札保証金納入に係る納入通知書兼領収書
- ・入札保証金還付請求書

- 16 入札及び契約に関する事務を担当する部署の名称並びに問合せ先
志布志市役所 耕地林務課 林務グループ
志布志市有明町野井倉1756番地 郵便番号 899-7492
電話番号 099-474-1111（内線142）